特記仕様書

Ⅰ　工事概要

１．工事場所　埼玉県新座市道場1丁目2597番3の一部

用途地域　市街化調整区域

２．敷地面積　275.77㎡

３．工事種目（建物概要）

棟名称	構造	階数	建築面積	延べ面積
車庫	軽量鉄骨造	2	64.78 ㎡	119.72 ㎡
合計			64.78 ㎡	119.72 ㎡

４．工事範囲

５．工　期

契約工期	契約　日から令和　年　月　日まで
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場代理人の現場への常駐を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場施工期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
	ただし、仮設工事等は施設との協議による

Ⅱ　解体工事仕様

（1）質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特別共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」により、これら共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和４年版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（令和４年版）」による。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

（2）本特記仕様書の表記
１）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
２）特記事項は、⊙印のついたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と ㊒ 印の付いた場合は、共に適用する。
○印と ※ の場合は、○のみを適用する。
３）特記事項に記載の［　．　］内の表示記号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目を示す。
４）特記事項に記載の〈　．　〉内の表示記号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目を示す。
５）特記事項に記載の［　．　］内の表示記号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目を示す。
６）特記事項に記載の〈　．　〉内の表示記号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目を示す。
７）注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	⊙建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（令和元年9月2日適用） ⊙埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領（令和2年4月1日改定） ⊙建設副産物の手引き（埼玉県建設副産物対策協議会）（令和5年1月改訂） ⊙建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正） ⊙建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（平成29年4月1日改正） ⊙埼玉県建築工事実務要覧（令和5年版） ⊙地盤変動影響調査算定要領（令和5年4月1日適用）
	② 官公署その他への届出手続き等	解体工事の通知書の提出等　〈1.1.3〉 ※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）第１１条の規定による通知書を作成し、監督員に提出すること。 ※上記通知書の各事項（変更がある場合は、変更後の内容）について、下請業者に周知徹底すること。 再資源化等完了の報告と記録 ※廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。 その他の届出手続等 ※その他、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
	③ 条件明示事項	保険の種類　〔1.1.3〕 ※法定外の労災保険（工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの） ※建設工事保険等（工事目的物及び工事材料等を対象とするもの） ※請負業者賠償責任保険等　・ 保険の期間　※工事完成期日後１４日を含む期間　・
	④ 工事実績情報の登録	行う　〔1.1.8〕〈1.1.4〉
	⑤ 工事の記録等	埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用　〈1.2.3〉 ※対象（建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-RXはDVD-R１部提出） ・対象外 注　工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時について、「埼玉県建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。 注　電子データを用いた検査に必要な機器は、検査員の意向を勘案し監督員と協議し準備する。
	⑥ 施工管理	※現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを行う。　〈1.3.1〉
	⑦ 電気保安技術者	適用する　〔1.3.2〕〈1.3.3〉
	⑧ 施工条件	施工時間　〔1.3.5〕〈1.3.5〉 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外とする。 ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ・以下の期間を除いた現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上であること。 年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間 指定期間（　　） ・公告に別に添付するく埼玉県営繕工事における「週休２日制モデル工事」特記仕様書＞も参照のこと 下記以外は監督員と協議する。 ・建設発生木材仮置場　（※図示　・　） ・　（※図示　・　）

章	項目	特記事項
	⑨ 環境保全等	建設機械　〈1.3.9〉 ※建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。
	10 引き渡しを要するもの	引き渡しを要するもの　〈1.3.10〉 名称／仕様等／備考
	⑪ 近隣に対する周知	⊙工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明会を開催する。　〈1.3.6〉 ・工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 ・
	⑫ 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※図示による（　）　・　〈1.5.1〉
	13 技能士	適用する　（・とび作業　・　）　〔1.3.3〕〈1.6.2〉
	⑭ 完成図等	〔1.6.1、3〕 完成図（電子化媒体）　※CD-RXはDVD-R、１部 （埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による） CADデータの形式　※SXF(sfc)　・DXF verについては監督員と協議する。
	15 完成写真	埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用　〔1.6.2〕 ※対象（建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-RXはDVD-R１部提出） ・対象外 写真アルバムの提出　・行う（　部）　※行わない
	16 施設CADデータの更新	行う
	⑰ 現場管理	別途関連工事がある場合、その施工者と綿密な連絡をとり、全工事に支障のないよう施工すること。
	⑱ 施工計画書の提出	工事着手前に施工計画書を作成し、「分別解体等の計画等」を添付して監督員の承諾を受けること。　〈1.2.2〉
	⑲ 建築物除却届の提出	工事着手に先立ち、建築基準法第１５条第１項の規定による「建築物除却届」を作成し、監督員に提出すること。　〈1.1.3〉
	⑳ 再資源化等	「建設リサイクル法」、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物の手引き」等を遵守し、建設廃棄物の再資源化等を推進すること。　〈1.3.9〉
	㉑ 再資源化等完了の報告と記録	廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し保存すること。なお、塩ビライニング鋼管は総ざ手リサイクル依頼伝票を、塩ビ管は購入証明書を提出すること。
	㉒ 廃棄物の処理	※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理すること。 ※過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請業者に徹底すること。
	㉓ 環境・安全対策	※工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全ならびに安全対策に配慮し、工事を行うこと。 ※工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。 ※工事施工中、近隣（近隣住民・通行人・工作物・植栽・道路・建築物等）に損害を与えた場合には、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。
	24 振動、騒音測定	※行う　・振動測定のみ行う 工事施工中、監督員の指定した場所に常設して行う。　箇所 工事中の内容や状況に応じて測定を行う。　箇所 仕様については監督員と協議の上決定すること。 近隣住民への表示　※大型表示板で測定期間中表示　・行わない
	25 隣接建物等調査	※専門業者による周辺家屋の事前、事後調査を行う。調査に当たっては当該関係者の立ち会いを求めると共に、調査した内容については当該関係者の承諾を受けること。 ※損傷箇所の測定、写真撮影、スケッチ、調査図等の作成を行い資料を２部提出すること。 ※受注者の過失により近隣等に損害が生じた場合は受注者の責任に置いて現状復旧すること。 ※調査対象　解体工事前　件 解体工事後　件 調査方法については、「８ 周辺建築物等調査」による
	26 施工に注意を要する区域等	本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。　〈1.1.12、13〉 ・周知の埋蔵文化財包蔵地　・史跡名勝天然記念物　・
	㉗ 関係法令等の遵守	受注者は工事に伴う道路占用許可、環境（騒音、振動、ほこり等）対策に係る諸申請等関係法令に照らし、必要と思われる手続を行い、工事を遅滞なく完了させること。　〈1.1.13〉
	㉘ 標識の掲示	建設業法第40条及び建設リサイクル法第33条に規定する標識を掲示すること。〔1.1.12〕 公共工事現場へのコスト表示実施要領（H16.9扶管）により、請負金額等を表示する。
	29 既存樹木の保存	監督員の指示を受けた既存樹木等については、保護を行う。
	㉚ 下請業者の選定	県内業者の活用 ※各種下請業者については、優先的に県内業者を選定すること。 ※下請け業者に解体工事業者を選定する場合は、所定の建設業許可又は埼玉県知事による解体工事業の登録している者を選定すること。
	㉛ 下請業者の指導	受注者は、建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請業者を指導すること。
	㉜ その他	他の同時期の工事と連携や協調を図ること。 工事に伴い必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。

章	項目	特記事項
② 仮設工事	① 騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策　〈2.2.1〉 ※防音パネル　・防音シート　・ 設置範囲及び高さ ※図示　・ ※作業に先立ち、散水・養生等を十分に行うこと。
	② 足場その他	〈2.2.2〉 **足場を設ける場合、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省 令和５年１２月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、**足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（1）手すり据置方式又は（2）手すり先行専用足場方式により行うこと。 墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（厚生労働省 H30.6.22）による。 ・フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。 **幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する（労働安全衛生規則第561条の2）**

章	項目	特記事項
	③ 仮囲い等	※図示　・　〈2.2.2〉 図示の有無に関わらず、監督員と協議の上、必要に応じ適切に配置し的確に対応すること。
	4 工事概要案内板	設置する　〈2.3.1〉
	5 監督員事務所等	・設置する　※設置しない（下記備品のみ用意する）　〈2.3.1〉 規模　・既存建物内の一部を使用　・構内に新設（　㎡程度） 備品（　名分相当） ・机　・椅子　・書棚　・黒板　・掛時計　・寒暖計　・長靴　・雨合羽 ・保護帽　・懐中電灯　・整落制止用器具　・筆手　・衣類ロッカー ・冷暖房機器　・消火器　・湯沸器　・茶器　・掃除用具　・電話機 ・ＦＡＸ　・電子メール通信機器　・スキャナー　・プリンター
	6 仮設物	仮設物の位置・仕様・車両の進入方法等、施設内の車両の通行路について、施工前に必ず監督員、施設管理者と協議すること。　〈2.3.1〉
	7 山留めの撤去	山留めの存置　・あり（図示）　※なし　〈2.4.3〉 鋼矢板等の抜き跡の処理　※図示　・
	⑧ 工事用水	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
	⑨ 工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
	⑩ 火元責任者	火災防止に配慮し、火元責任者を配すること。
	⑪ 交通誘導員	⊙必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。 ・図示による
	12 快適トイレ	仕様　※図示
	⑬ その他	⊙仮囲い等は現場の状況に合わせて適宜計画すること。 ⊙ゲート等の位置は監督員と協議のうえ、必要に応じて適切な位置に移動すること。 ⊙仮設材の位置・仕様・車両の通行路と進入方法等について、施工前に必ず監督員と協議すること。 ⊙近隣や施設の行事予定を把握し、工事車両の入場計画を立てること。
③ 解体施工	1 浄化槽・排水槽等	汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置　〈3.2.1〉 ・行う　・行わない
	2 杭の解体	杭の解体工法　〈3.9.2〉 ・引抜き工法（引抜いた杭の処理　※現場破砕　・破砕施設搬入　・図示） ・破砕工法 杭撤去跡の充填 充填材料　・山砂　・流動化処理土　・セメントミルク　・ 配合計画　※監督員との協議による　・ 杭位置の測量 ・行う（測量する杭　・全て　・図示　・監督員との協議による） ※行わない
	③ 屋外設備等	電柱の撤去　・行う（※図示　・　）　・行わない　〈3.10.1〉 外灯の撤去　・行う（※図示　・　）　・行わない フェンス等工作物の撤去　⊙行う（※図示　・　）　・行わない
	4 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植　〈3.11.1〉 ※図示　・
	⑤ 地下埋設物・埋設配管	※図示　・　〈3.12.1〉 埋設管の処置 ※地中埋設管(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。 ※プラグ止等の措置をする　⊙全て撤去する ※官公庁への申請手続きは本工事の範囲とする。
	6 設備機器等	解体事前処理（油類タンク） ・機械設備図による。 ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 解体事前処理（冷媒） ・冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。 図面番号／記号 ・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 図面番号／記号
	⑦ 解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土　〈3.13.1〉 ⊙行う 整地高さ ・現状ＧＬ　⊙図示 埋戻し及び盛土の材料 ・山砂の類　・現場の建設発生土の中の良質土　・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない
	8 解体後の槽の設置	表層の砂利敷き　〔22.9.2〕 ※行わない ・行う（・砂利敷き　B種　・　）
	⑨ 解体工事全般	する（解体後、監督員の指示に従い、敷地内に進入できないよう柵、立入禁止の表示板等を設置する。）
		⊙工事の施工にあたり、騒音・振動については万全の対策を講じること。 ⊙コンクリートガラ運搬については、現地破砕を削減し、なるべく大ガラにて運搬し処理施設にて受入れる廃棄規模に応じ破砕等を行うこと。 ・ 建設発生土について ・場内敷均し ・他現場へ搬出（　） ⊙場外搬出適切処理（搬出場所：朝霞リサイクルステーション(埼玉県朝霞市上内間木503-6)）
④ 建設廃棄物の処理	① 一般事項	〔1.1.13〕 ※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用[促進]計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成し、施工計画書に含め各１部提出する。 また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用[促進]実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を保存する。 （a）再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事） （1）500m³以上の土砂を搬入する工事 （2）500ｔ以上の砕石を搬入する工事 （3）200ｔ以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 （4）最終工事請負金額が100万円以上の工事 （計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事） （b）再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事） （1）500m³以上の建設発生土を搬出する工事 （2）アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200ｔ以上搬出する工事 （3）農終工事請負金額が100万円以上の工事 （計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事）

章	項目	特記事項
	② 再資源化等（再資源化及び縮減）	〈4.4.1〉 建設廃棄物の種類／備考 ⊙コンクリート ⊙コンクリート及び鉄から成る建設資材 ⊙木材 ⊙アスファルトコンクリート ⊙金属類 ⊙建設泥土 ・小形二次電池 ⊙蛍光ランプ及びＨＩＤランプ ⊙硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ⊙ガラス ・木材（縮減）
		中間処理施設又は再資源化施設の別 ・監督員と協議　・
	3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物	〈4.4.1〉 廃棄物の種類／数量／備考
	4 産業廃棄物広域認定制度の活用	〈4.4.2〉 廃棄物の種類／備考
	5 最終処分	〈4.4.3〉 廃棄物の種類／備考 最終処分場 ・監督員と協議　・
	6 処理に注意を要する建設廃棄物	〈4.5.1〉 廃棄物の種類／備考 ・石綿含有せっこうボード ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・上記以外のせっこうボード ・ＣＣＡ処理木材 ・ 廃棄物の処理 ・監督員と協議　・
	⑦ 舗装版切断時に発生する濁水の処理	（濁水の処理） 中間処理施設を選定する場合には事前に監督員の承諾を得るものとする。 種類　汚泥 （共通事項） 1　受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする 2　受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3　受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4　受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。 （提出書類等） 1　受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2　受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。 （その他） 受注者は、バキューム式以外の工法（舗装版切断時に濁水を生じない等）を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。
⑤ 特別管理産業廃棄物の処理	1 施工調査	〈5.1.2〉 ※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 （1）特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 （2）特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 （3）調査結果は調書にとりまとめ、監督員に提出する。
	2 分析調査	〈5.1.2〉 分析調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類／採取する部位・箇所数／備考 ・PCB 含有シーリング分析調査（第一次判定）　部位　・図示　・　箇所数：　箇所 ・PCB 含有シーリング分析調査（第二次判定）　部位　・図示　・　箇所数：　箇所 ・　部位　・図示　・　箇所数：　箇所 ・　部位　・図示　・　箇所数：　箇所
		・PCB含有シーリング分析調査　〈5.4.1〉 ・監督員と協議　・ ・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査　〈5.4.1〉 ・ ・絶縁油のPCB含有量の分析調査 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成24年7月3日厚生省告示第192号）」又は「絶縁油中の微量ＰＣＢに関する簡易測定法マニュアル（環境省）」により行う。 ・ダイオキシン類のサンプリング調査　〈5.4.1〉 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日付基発第401号）」により行う。

課長	副課長		主幹	主査	担当

日付	工事名称	図面No.
20xx.xx.xx	新座市消防団第二分団車庫建替工事	KK-1
改訂 R6.7(Ver.R6-1)	図面名称 解体工事特記仕様書１	

⑥ 石綿含有建材の除去及び処理

3 特別管理産業廃棄物の処理 <5.4.1>

特別管理産業廃棄物の種類	備　考
・廃石綿等	
・PCBを含む機器類	
・PCB含有シーリング材	
・廃油	
・廃酸/廃アルカリ	
・ダイオキシン類	

処理施設
・監督員と協議　・

4 PCBを含む機器類 <5.4.1>
引渡しを要する機器類
・

5 PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材 <5.4.1>
除去処理工事
除去範囲　※図示　・
搬去方法　・「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）」による。

6 ダイオキシン類 <5.4.1>
廃棄物の焼却施設の解体
解体方法
・
処分方法
・

1 石綿含有建材の事前調査 <1.4.1>
石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。
調査範囲（・　・図示　）
資与資料（　）

2 石綿含有分析調査 <1.4.1>
分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、
アンソフィライト、トレモライト

分析方法

材　料　名	定性分析方法		定量分析方法	
	JIS A 1481-1	JIS A 1481-2	JIS A 1481-3	JIS A 1481-4
・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水(屋根)	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所
・	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所
・	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
吹付け材及び保温材等は　※　10cm² /箇所　・　/箇所　とする。
成形板は　※100cm² /箇所　・　/箇所　とする。
採取箇所　・図示　・
分析結果については監督員に提出すること。

3 石綿粉じん濃度測定 <6.1.3>
測定時期、場所及び測定点

適用 lvﾚﾍﾞﾙ1	適用 lvﾚﾍﾞﾙ2	適用 lvﾚﾍﾞﾙ3	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（処理作業室ごと）
※	※	・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各2又は3点　・（　）点
※	※	・	測定2		施工区画周辺又は敷地境界	・各2点　・（　）点
・	・	・	測定3	処理作業中	処理作業室内	（　）点
※		・	測定4		ｾｷｭﾘﾃｨｰｹﾞｰﾝ入口	・各1点　・（　）点
※	・	・	測定5		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	・各1点　・（　）点
※	・	・	測定6		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・（　）点
※	※	※	測定7	処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前）	処理作業室内	・各2点（lvﾚﾍﾞﾙ3は各1点） ・（　）点
※	※	・	測定8		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点
・	・	・	測定9	処理作業後（ｼｰﾄ撤去後1週間以降）	処理作業室内	（　）点
・	・	・	測定10		施工区画周辺又は敷地境界	（　）点

さいたま市内で測定を行う場合は市条例を遵守して実施すること。

測定方法
・自動測定器による測定
測定4,5 ※ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、粉じん相対濃度計(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計)、繊維状粒子自動計測器(ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ) 等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

	測定4,5	測定	測定
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径(mm)	25	47	47
試料の吸引流量(L/min)	5	10	10
試料の吸引時間(min)	30	120	240

4 石綿含有吹付け材の除去（レベル１） <6.3.1～3>
除去対象範囲　・図示　・
除去の方法
※[9.1.3]による　・
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・セメント固化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

5 石綿含有保温材等の除去（レベル２） <6.4.1～3>
除去の方法
※[9.1.4](2)～(5)による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）
除去対象範囲　・図示　・
・[9.1.3]による（損傷、劣化等で石綿粉塵を発散するおそれがある場合）
除去対象範囲　・図示　・
除去した石綿含有保温材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・セメント固化
除去した石綿含有保温材の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

⑥ 石綿含有成形板等の除去（レベル３） <6.5.1～3>
除去対象範囲　⊙図示　・
除去した石綿含有成形板の処分
・石綿含有せっこうボード
※埋立処分（管理型最終処分場）
⊙石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
⊙埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

7 石綿含有建築用仕上塗材等の除去（レベル３）
除去対象範囲　・図示　・
塗工前の試験施工　・行う　・行わない
除去工法（　）
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・セメント固化
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

8 リフラクトリーセラミックファイバーの処理
除去処理対象物　・
除去対象範囲　・図示　・
除去方法　・図示　・
処分　・埋立処分（安定型最終処分場）　・

⑨ その他
・近隣説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議をすること。

⑦ 特殊な建設副産物の処理

1 施工調査 <7.1.3>

分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備　考
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	

② 回収及び処分 <7.3.1>

回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備　考
⊙フロン（冷媒）	
・建材用断熱材フロン	
・ハロン	
・イオン化式感知器	
・六ふっ化硫黄（SF6）ガス	
・ＰＦＯＳ（ﾍﾟﾙﾌﾙｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸）	
・特定化学物質（　）	
・その他の特殊な建設副産物（　）	

回収又は処分
・機械設備図による
・

8 周辺建築物等調査

1 周辺建築物等調査（地盤変動影響調査算定要領による）
（調査）
第１条　建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。
２　事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえ行い、地盤変動影響調査等仕様書で定める様式に署名・押印を求めるものとする。
３　前項の調査は、情報通信技術その他の先端的な技術を活用して行うことができるものとする。
（事前調査における一般的事項）
第２条　事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物等の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。
一　建物の敷地ごとに建物等（工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係
二　建物等ごとに実測による間取り平面及び立面
三　建物等の所在及び地番並びに建築年月日並びに所有者の氏名及び住所
四　その他第６条の調査書及び図面の作成に必要な事項
２　前項第三号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求する等の方法により調査を行うものとする。
（事前調査における損傷調査）
第３条　前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。
一　基礎
二　軸部
三　開口部
四　床
五　天井
六　内壁
七　外壁
八　屋根
九　水回り
十　外構
２　基礎についての調査は、次により行うものとする。
一　建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
二　コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。
三　基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
四　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
３　軸部（柱及び鉛居）についての調査は、次により行うものとする。
一　原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。
二　柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（鉛居）から１メートルの高さの点とする。
三　鉛居の傾斜の計測位置は、柱から１メートル離れた点とする。
四　計測の単位は、ミリメートルとする。
４　開口部（建具等）についての調査は、次により行うものとする。
一　原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。
二　計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。
三　建具の開閉が滑らかに行えないもの若しくは不能なもの又は施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
四　計測の単位はミリメートルとする。
５　床についての調査は、次により行うものとする。
一　えん甲板張り等の居室（雲数の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
二　床仕上げ材に亀裂、縁切れ、剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
三　束、大引又は根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
四　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
６　天井に亀裂、縁切れ、雨漏り等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
７　内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　原則として、すべてのちり切れを計測する。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
８　内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　原則として、全ての亀裂の計測（最大幅、長さ及び分岐点幅）をする。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
三　亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏り等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。
９　外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から２か所程度を計測する。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
１０　屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。
一　仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
二　計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
１１　水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、全ての損傷について第８項に準じて行う。
二　給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。
１２　外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときの調査は、前１１項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。

（写真撮影）
第４条　前２条に規定する事前調査に当たっては、改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。
２　第２条の一般的事項の調査においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。
一　四方からの外部及び屋根
二　各室
３　前条の損傷調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。
一　調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
二　損傷名及び損傷の程度（計測）
三　撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所
（事後調査における損傷調査）
第５条　事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を前３条（第１０条第２項を除く。）の定めるところにより調査するものとする。
２　第３条の事前調査の調査区域外であって、事後調査の対象となったものについては、同条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行った上で損傷箇所を調査するものとする。
（事前調査書等の作成）
第６条　事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。
一　調査区域位置図
二　調査区域平面図
三　建物等調査一覧表
四　建物等調査図（平面図・立面図等）
五　建物等調査書
六　損傷調査書
七　写真台帳
（事前調査書及び図面）
第７条　前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。
一　調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
二　調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
イ　調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号（同一所有者が２棟以上の建物を所有している場合）を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
ロ　縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。
三　建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物について調査番号、建物番号の順に建物の所在地、所有者及び建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。
四　建物の建物等調査図（平面図、立面図等）は、第２条及び第３条の事前調査の結果を基に建物ごとに次により作成するものとする。
イ　建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。
ロ　建物等立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
ハ　その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
五　工作物の建物等調査図（平面図、立面図等）は、損傷の状況及び程度により前号に準じて作成する。
六　損傷調査書は、第２条及び第３条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所在地、所有者名、各室の名称、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況等を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
七　写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。
（事後調査書等の作成）
第８条　事後調査を行ったときは、第６条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第６条第一号及び第二号については異同を明示し、同条第三号から第七号までについては事前調査成果を転記し、前条に準じて第６条各号の調査書及び図面を作成するものとする。

2 調査対象範囲
対象エリア及び建物リスト等　※図示による（　）　・
※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う
※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。

3 個人情報の保護
この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

⑨ その他

1 解体工事全般
⊙基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。
⊙大型レッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。
⊙工事中に破損した存置構造物、境界標等は必ず現状復旧すること。

課長	副課長		主幹	主査	担当

日付 20xx. xx. xx
改訂 R6.7(Ver.R6-1)
工事名称 新座市消防団第二分団車庫建替工事
図面名称 解体工事特記仕様書２
図面No. KK-2

０１　【解体】車庫　外部仕上表

※特記無き限り、全て撤去

屋根	折板t0.5　断熱材t4裏貼り　山高H88　鼻隠し：塩ビ鋼板t0.4
庇・軒裏	屋根材表し
外壁	パネル式　外部：鉄板サイディングt0.27　内部：ラワン合板t2.5
基礎立上り	コンクリート打放し仕上
建具	アルミサッシ(一部面格子付)
雨樋	軒樋：塩ビ製120角　竪樋：塩ビ製75φ
外構舗装	アスファルト、砕石敷き

０２　【解体】車庫　内部仕上表

※特記無き限り、全て撤去
※(床)デッキプレート下地：DP H50 t1.2＋スイタロフォームt20＋コンパネt12＋ベニヤt9
※ ★ はアスベスト含有建材（レベル３）

階	１階
室名	車庫
床下地	土間コンクリート
床仕上	（打放し仕上）
幅木仕上 / 高さ	モルタル / 100
壁下地	LGS ケイカル板t6　★
壁仕上	EP
天井下地	2F床梁及びデッキプレート表し
天井仕上	鉄骨露出部SOP塗
天井高さ	梁下有効3,000
備考	棚、消防箱掛フック

階	２階
室名	待機室
床下地	耐水ベニヤt9 コンパネt12
床仕上	CFシート貼t2.0
幅木仕上 / 高さ	ビニル幅木 / 60
壁下地	LGS 石こうボードt9.5
壁仕上	ビニルクロス
天井下地	LGS
天井仕上	化粧石こうボードt9.5
天井高さ	2,314
備考	ブラインドボックス4箇所 棚

階	１階
室名	洗面所
床下地	土間コンクリート
床仕上	（打放し仕上）
幅木仕上 / 高さ	ビニル幅木 / 60
壁下地	LGS 石こうボードt9.5
壁仕上	ビニルクロス
天井下地	LGS
天井仕上	化粧石こうボードt9.5
天井高さ	2,420
備考	手洗い器　1箇所

階	２階
室名	物入
床下地	耐水ベニヤt9 コンパネt12
床仕上	CFシート貼t2.0
幅木仕上 / 高さ	ビニル幅木 / 60
壁下地	LGS 石こうボードt9.5
壁仕上	ビニルクロス
天井下地	LGS
天井仕上	化粧石こうボードt9.5
天井高さ	2,314
備考	

階	１階
室名	便所
床下地	土間コンクリート
床仕上	（打放し仕上）
幅木仕上 / 高さ	モルタル / 100
壁下地	LGS 石こうボードt9.5
壁仕上	ビニルクロス
天井下地	LGS
天井仕上	化粧石こうボードt9.5
天井高さ	2,420
備考	大小兼用便器1箇所

階	２階
室名	物入
床下地	耐水ベニヤt9 コンパネt12
床仕上	CFシート貼t2.0 ★(接着剤)
幅木仕上 / 高さ	ビニル幅木 ★(接着剤) / 60
壁下地	LGS 石こうボードt12.5
壁仕上	ビニルクロス
天井下地	LGS
天井仕上	化粧石こうボードt9.5
天井高さ	2,314
備考	流し台・ガス台・換気扇

階	１階
室名	玄関・物入
床下地	土間コンクリート
床仕上	CFシート貼t2.0
幅木仕上 / 高さ	ビニル幅木 / 60
壁下地	LGS 石こうボードt9.5
壁仕上	ビニルクロス
天井下地	LGS
天井仕上	化粧石こうボードt9.5
天井高さ	玄関：2,800　物入：2,400
備考	

階	共通
室名	階段室
床下地	2階 耐水ベニヤt9＋コンパネt12 1階 土間コンクリート
床仕上	CFシート貼t2.0
幅木仕上 / 高さ	ビニル幅木 / 60
壁下地	LGS 石こうボードt9.5
壁仕上	ビニルクロス
天井下地	LGS
天井仕上	化粧石こうボードt9.5
天井高さ	
備考	

０３　【解体】配置図　A3:1/200

※特記無き限り、全て撤去
※本図は参考図とし、現場実測を正とする

解体建物概要

■車庫	軽量鉄骨造／２階建て	
床面積	１階	40.65 ㎡
	２階	39.83 ㎡
合計		73.02 ㎡

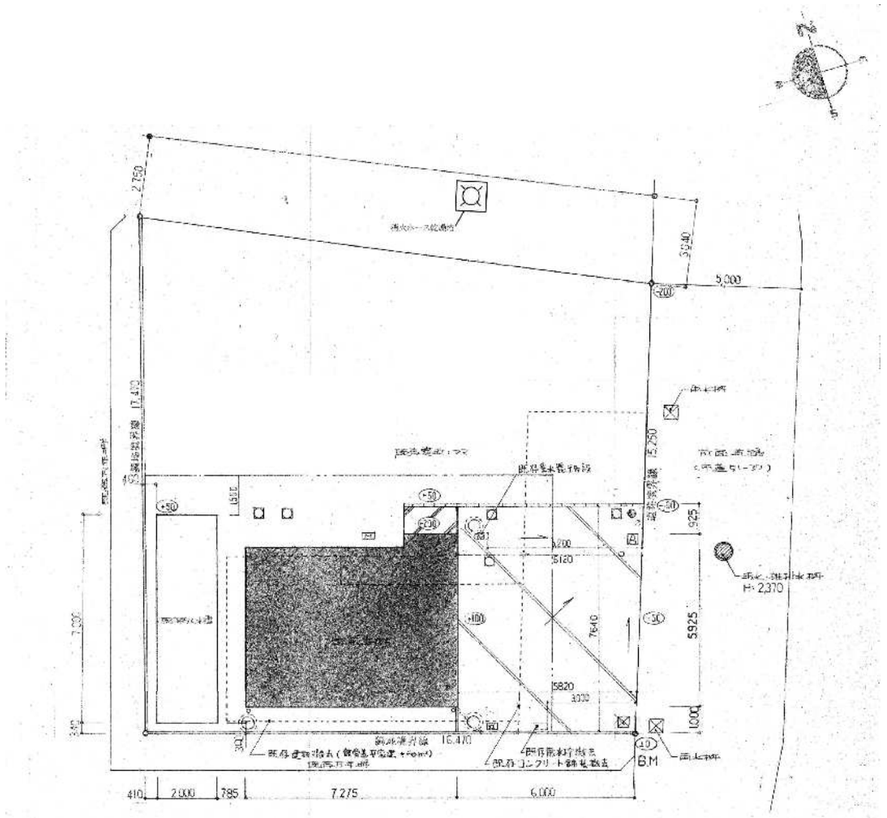

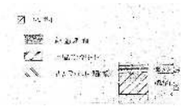

０４　【解体】消火ホース乾燥柱　A3:1/200

※特記無き限り、全て撤去
※本図は参考図とし、現場実測を正とする

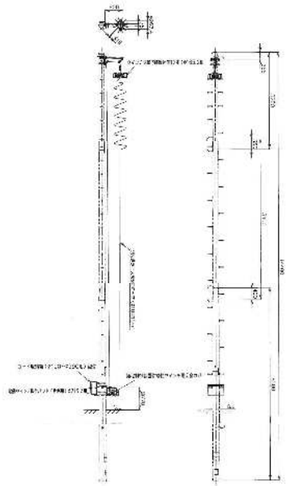

０５　【解体】1階平面詳細図　A3:1/200

※特記無き限り、全て撤去
※本図は参考図とし、現場実測を正とする

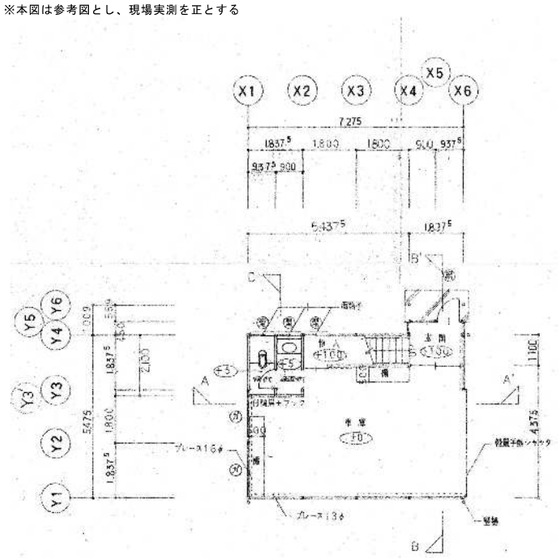

０６　【解体】２階平面詳細図　A3:1/200

※特記無き限り、全て撤去
※本図は参考図とし、現場実測を正とする

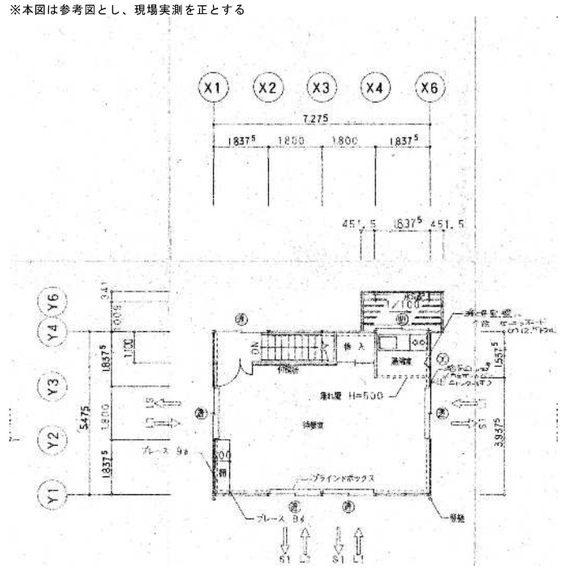

０７　【解体】屋根伏図　A3:1/200

※特記無き限り、全て撤去
※本図は参考図とし、現場実測を正とする

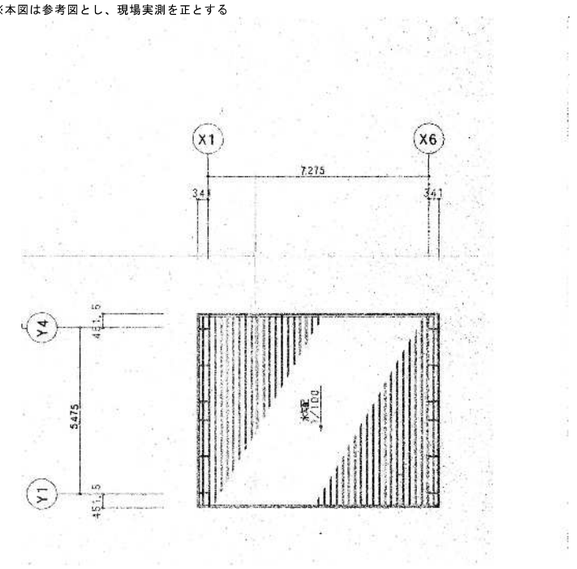

件名	新座市消防団第二分団車庫建替工事		K － 0.1
図面名称	【解体】仕上表、配置図・平面詳細図・屋根伏図		
縮尺	1/200 ・ NS	FILE	SIGN　DATE ・ ・

０１	【解体】立面図	A3:1/100

※特記無き限り、全て撤去
※本図は参考図とし、現場実測を正とする

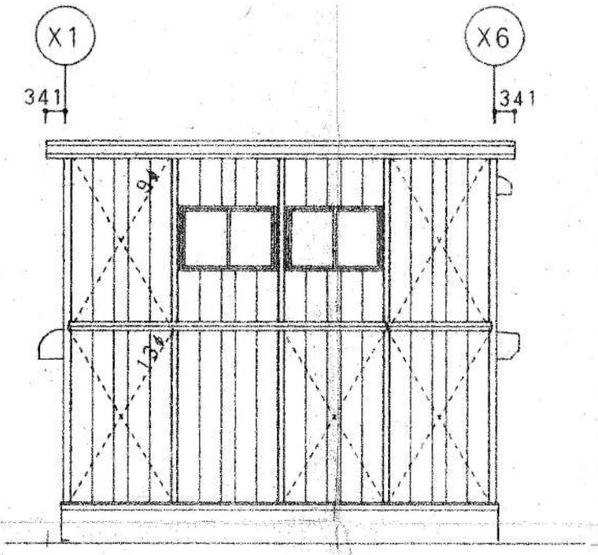

南側 立 面 図 S:1/100

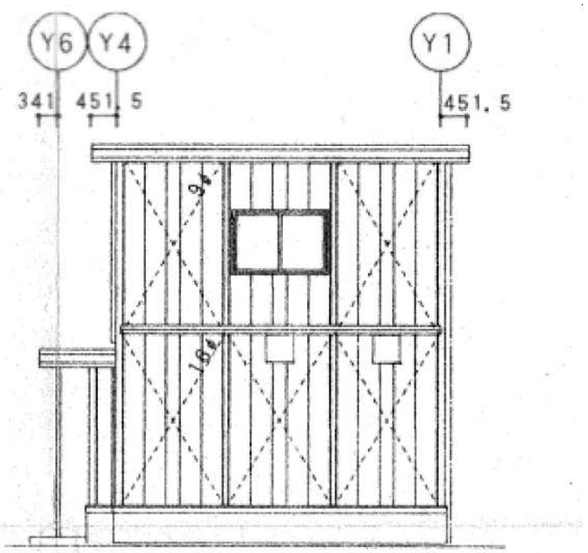

西側 立 面 図 S:1/100

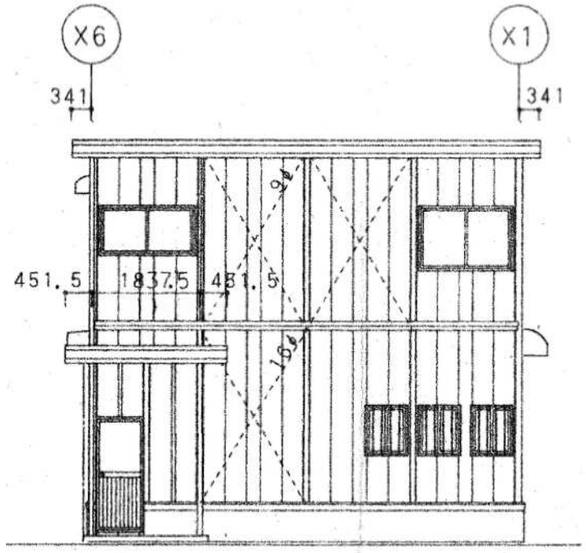

北側 立 面 図 S:1/100

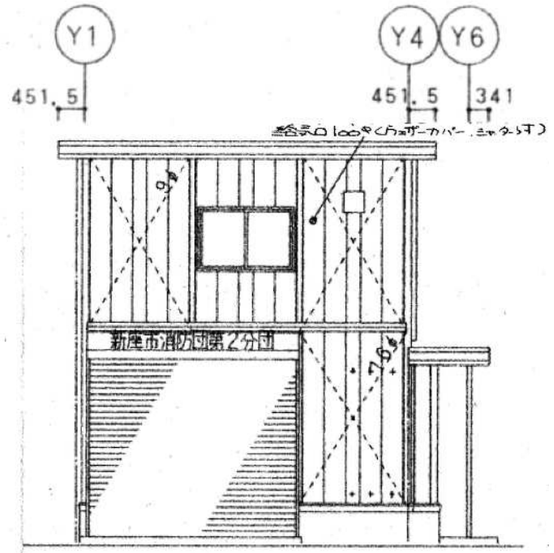

東側 立 面 図 S:1/100

０２	【解体】断面図	A3:1/100

※特記無き限り、全て撤去
※本図は参考図とし、現場実測を正とする

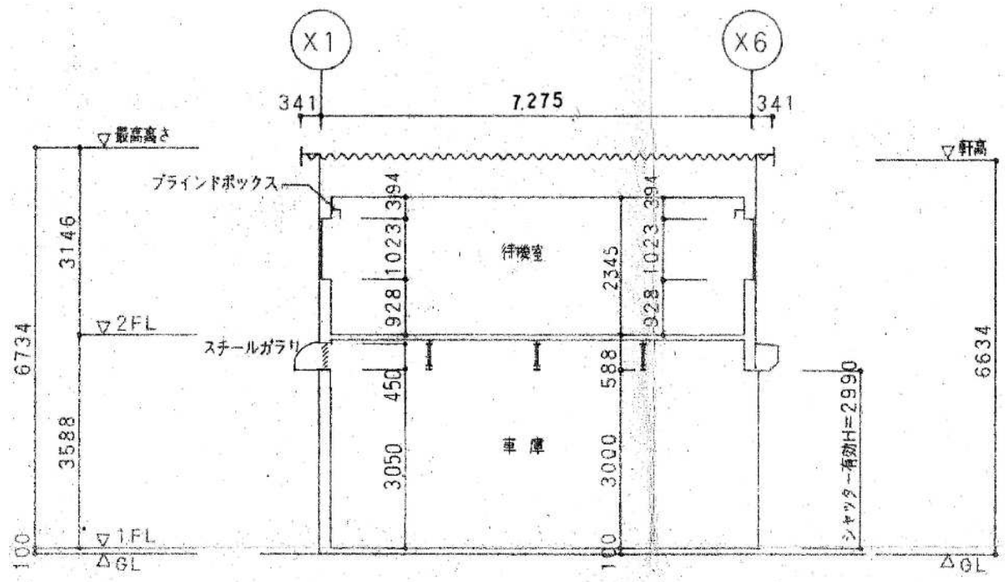

A-A' 断 面 図 S:1/100

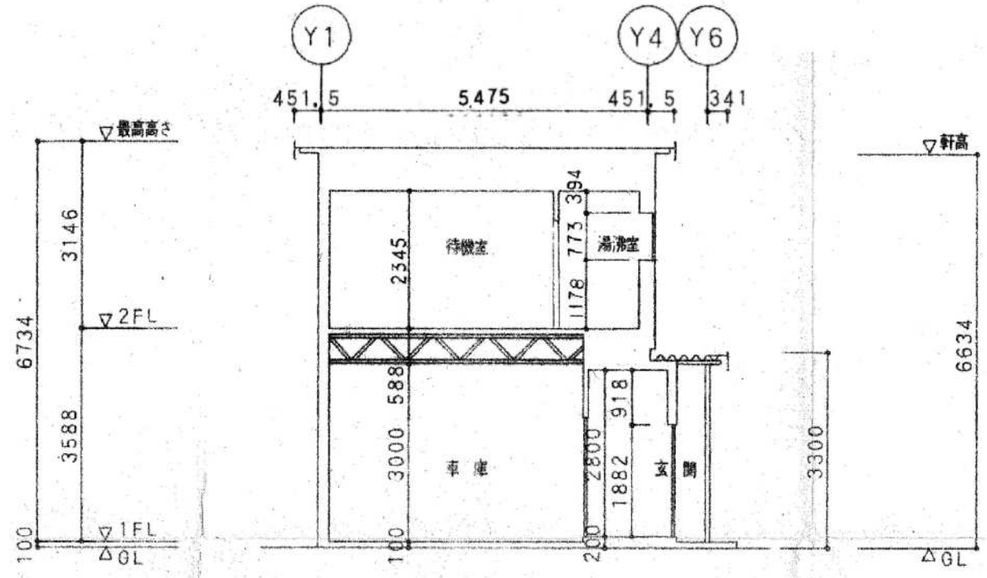

B-B' 断 面 図 S:1/100

		件 名	新座市消防団第二分団車庫建替工事	K － 02
		図面名称	【解体】立面図、断面図	
		縮 尺	1/100 FILE SIGN	DATE ・ ・

０１ 【解体】矩計図　A3:1/40

※特記無き限り、全て撤去
※本図は参考図とし、現場実測を正とする

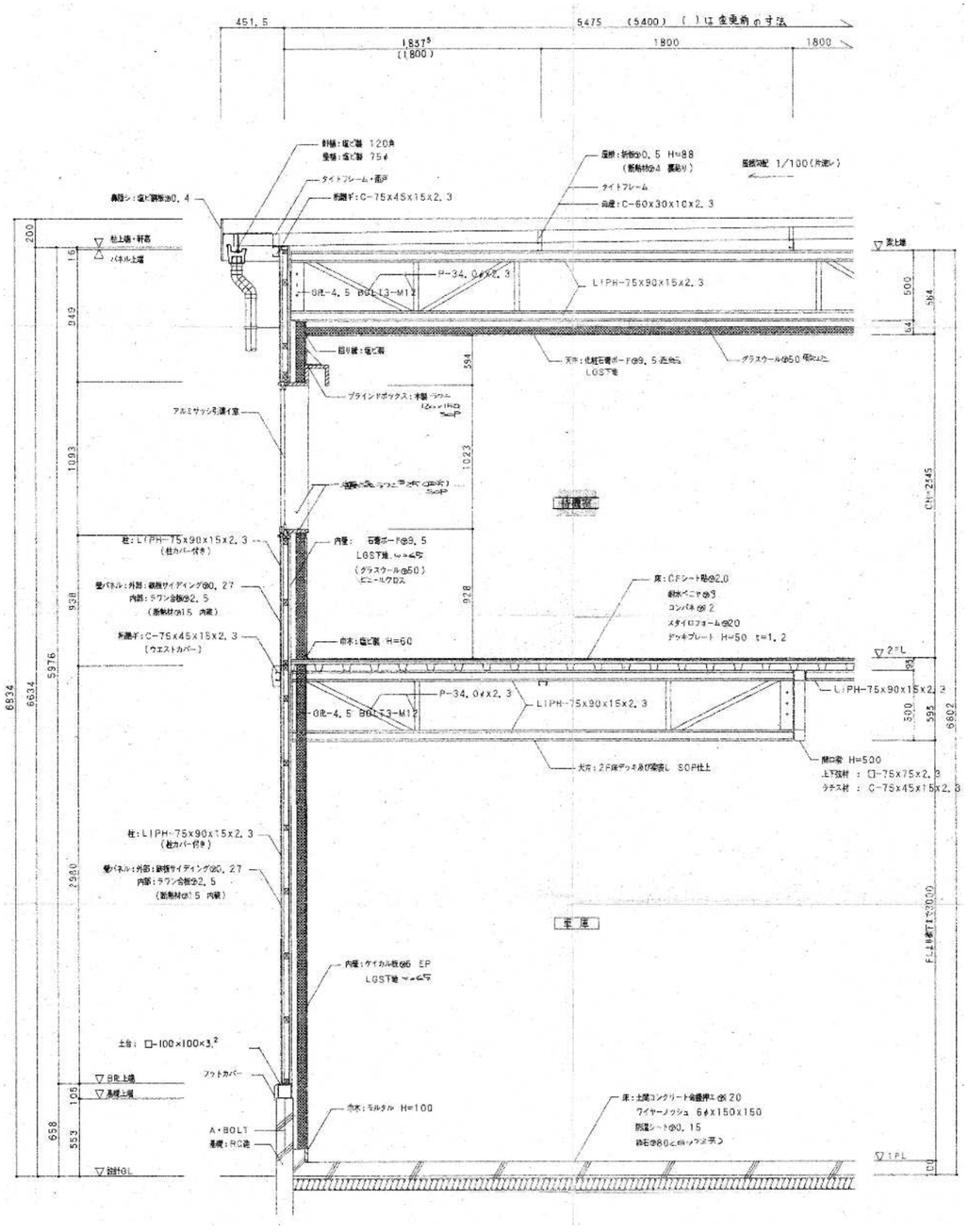

０２ 【撤去】バリカー詳細図　A1:1/20 A3:1/40

※撤去は参考図とする

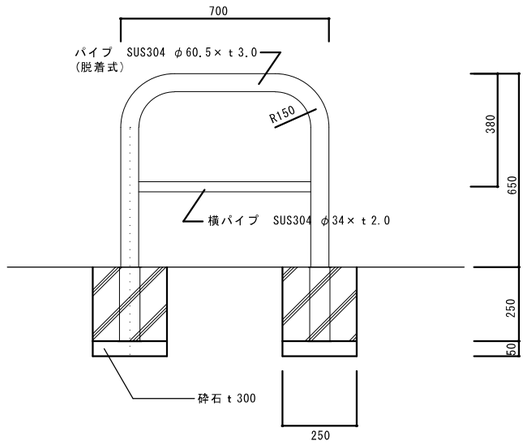

０３ 【撤去】掲示板詳細図　A1:1/40 A3:1/80

※撤去は参考図とする

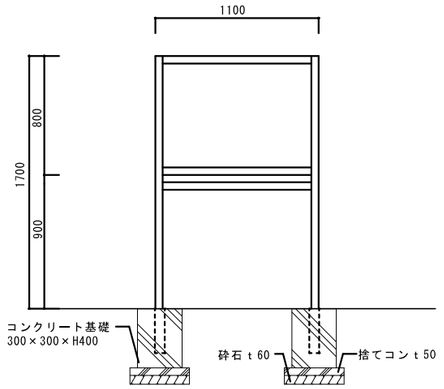

０４ 【撤去】ネットフェンス詳細図　A1:1/40 A3:1/80

※撤去は参考図とする

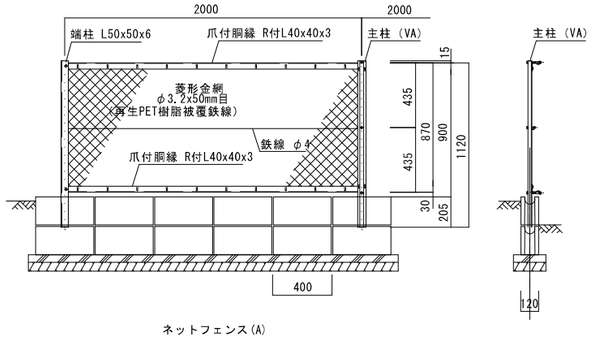

ネットフェンス(A)

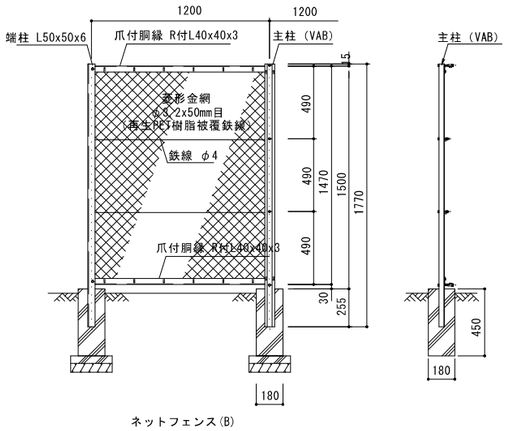

ネットフェンス(B)

件　名	新座市消防団第二分団車庫建替工事		K － 03
図面名称	【解体】矩計図・雑詳細図		
縮　尺	1/40	FILE / SIGN	DATE ・ ・

O 1	【解体】基礎伏図	A3:1/100

※特記無き限り、全て撤去
※本図は、「参考構造体図」とし、部材数量は面積案分にて算出すること。

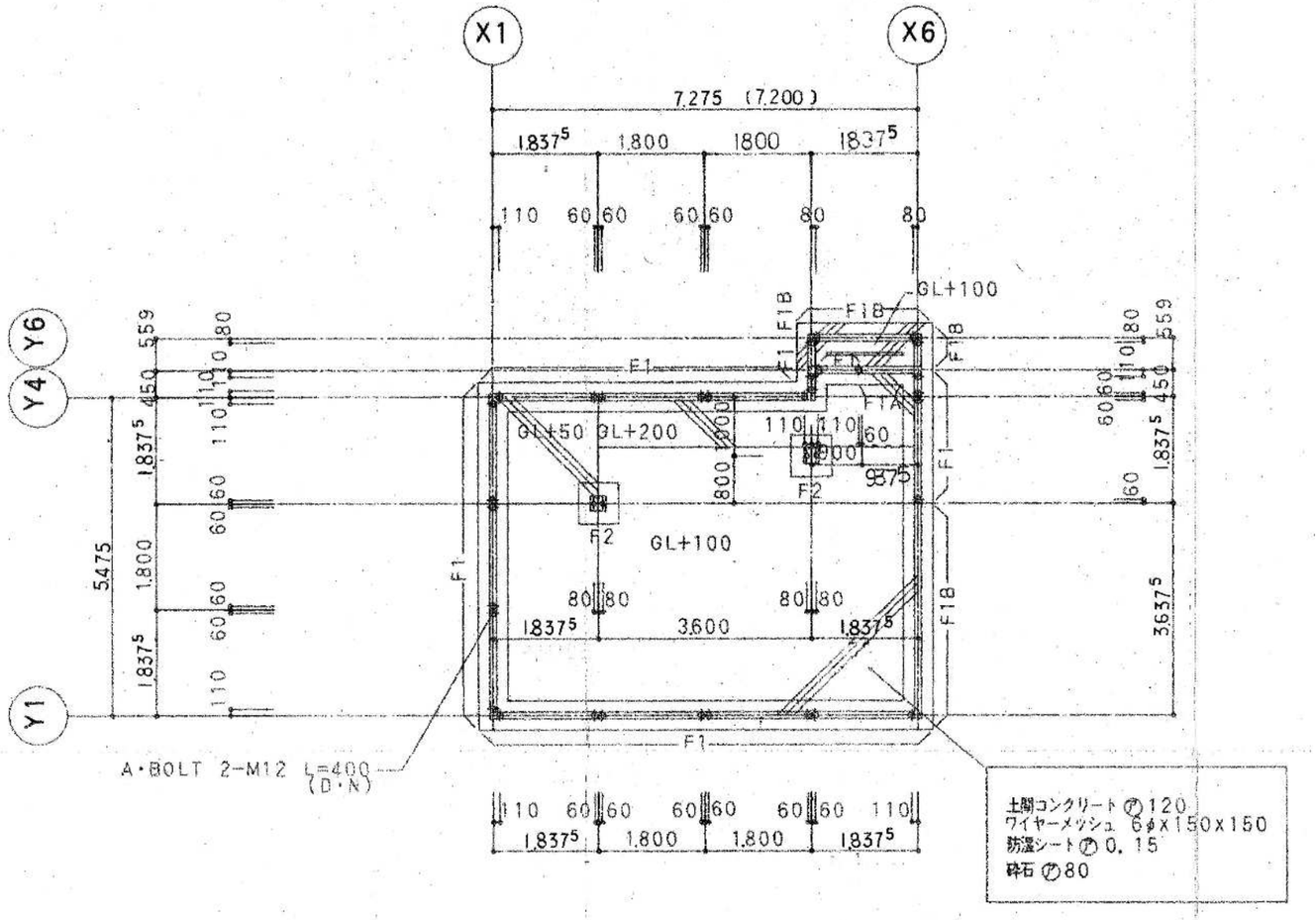

O 2	【解体】基礎断面図	A3:1/30

※特記無き限り、全て撤去
※本図は、「参考構造体図」とし、部材数量は面積案分にて算出すること。

F1

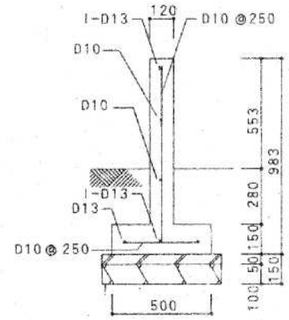

F1A

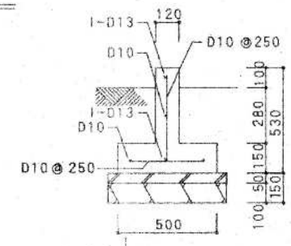

F1B

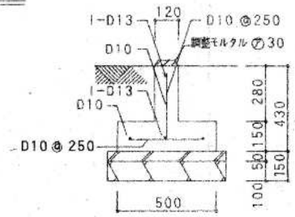

F2

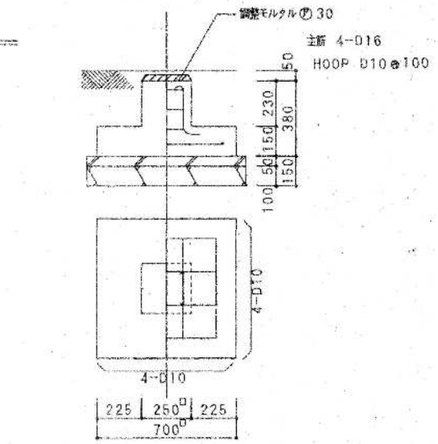

		件　名	新座市消防団第二分団車庫建替工事		K — 0.4
		図面名称	【解体】基礎伏図・基礎断面図		
		縮　尺	1/100	FILE / SIGN	DATE ・ ・

※特記無き限り、全て撤去
※本図は「参考構造体図」とし、部材数量は面積案分にて算出すること

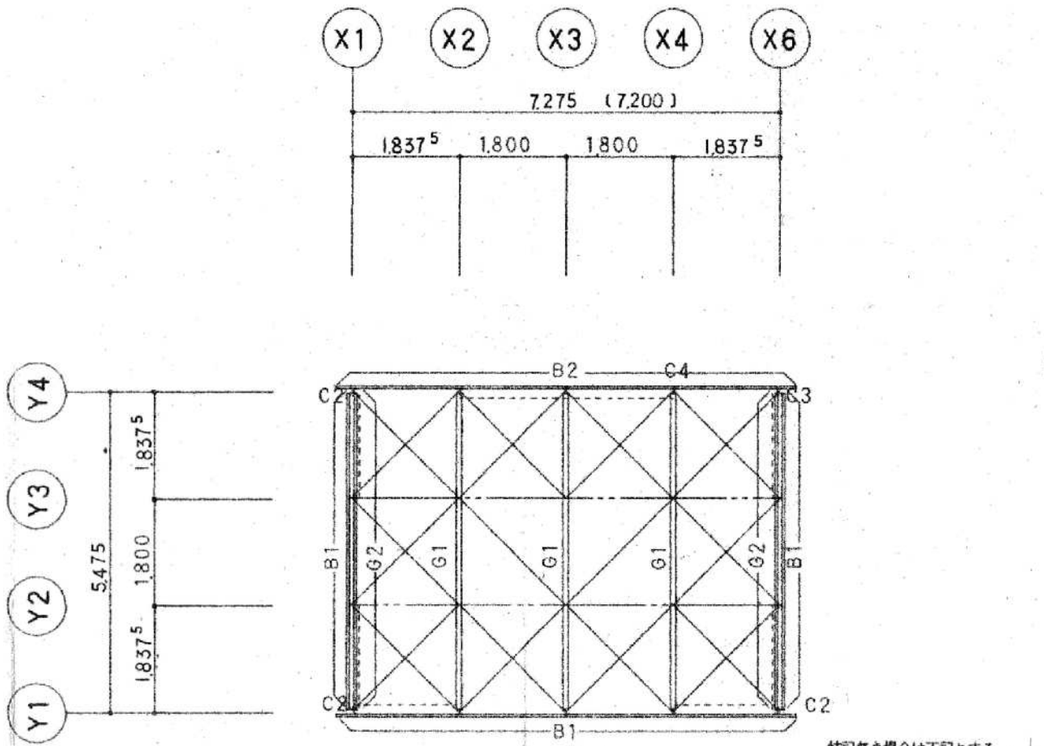

特記無き場合は下記とする
柱：C1
壁ブレース：V1 - - - - - -
水平ブレース：HV1
母屋：M ——— - - ———

R階梁伏図　S：1／100

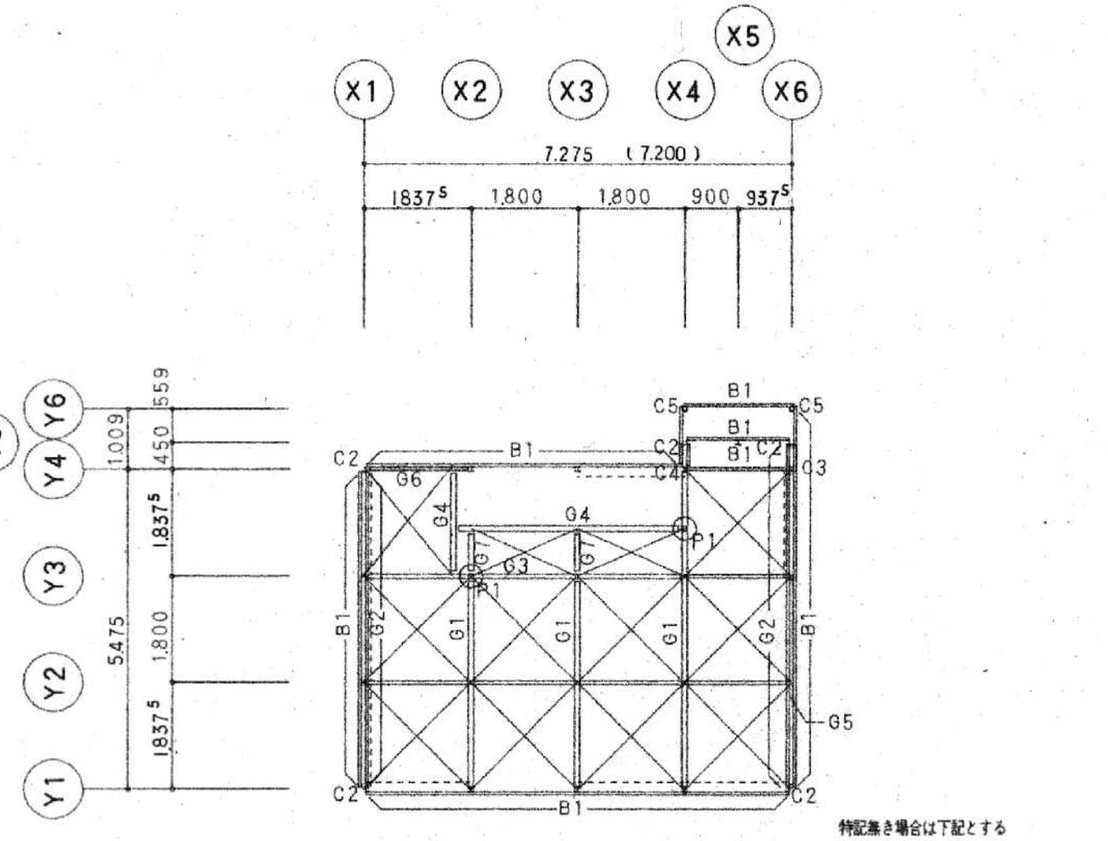

特記無き場合は下記とする
柱：C1
壁ブレース：V2, V3 - - - - - -
水平ブレース：HV1
繋ぎ梁：B2

2階梁伏図　S：1／100

		件　名	新座市消防団第二分団車庫建替工事		K — 05
		図面名称	【解体】梁伏図		
		縮　尺	1/100	FILE / SIGN	DATE ・ ・

※特記無き限り、全て撤去
※本図は「参考構造体図」とし、部材数量は面積案分にて算出すること

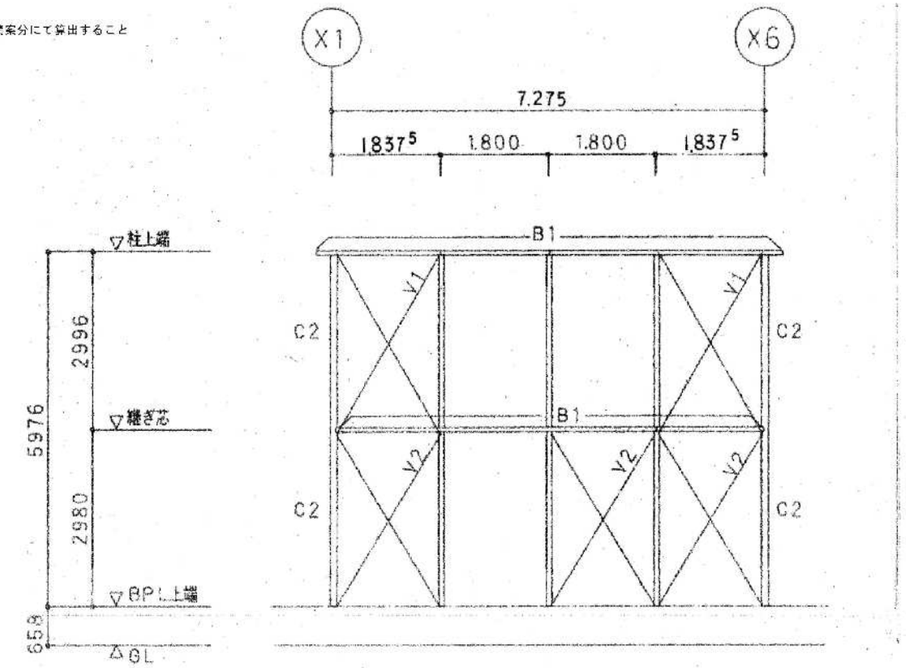

Y1通り 軸 組 図 S:1/100

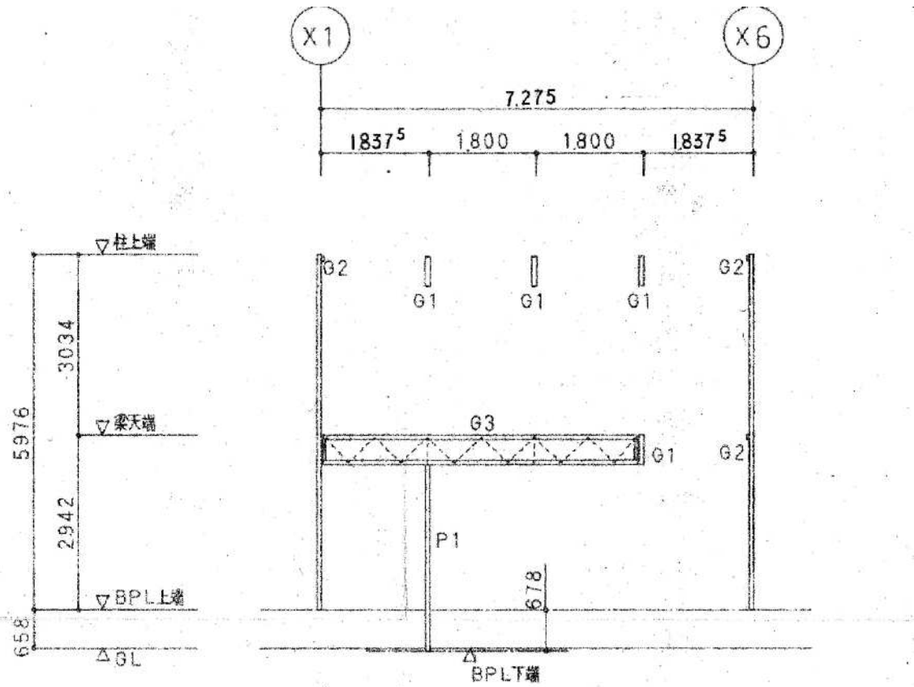

Y3通り 軸 組 図 S:1/100

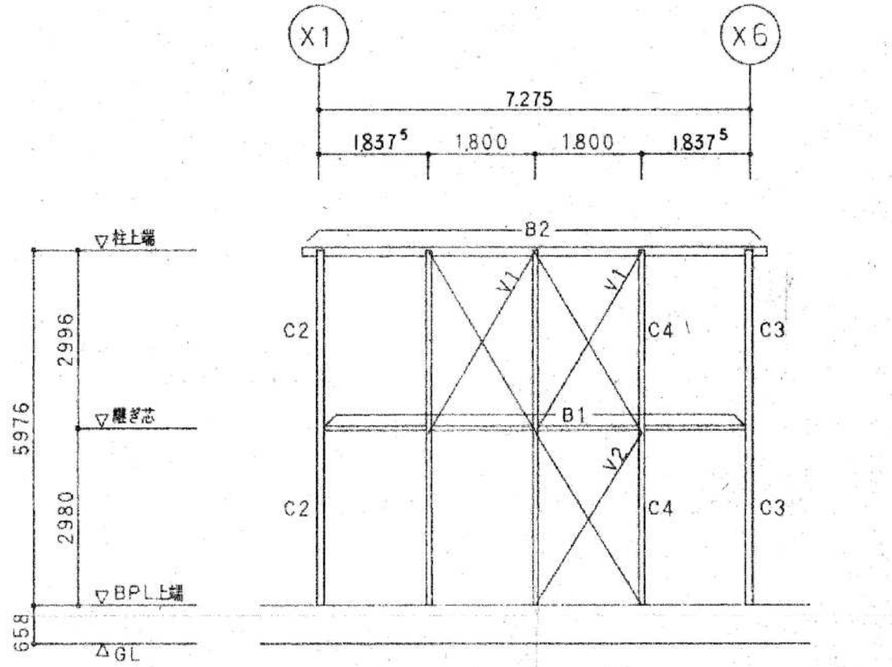

Y4通り 軸 組 図 S:1/100

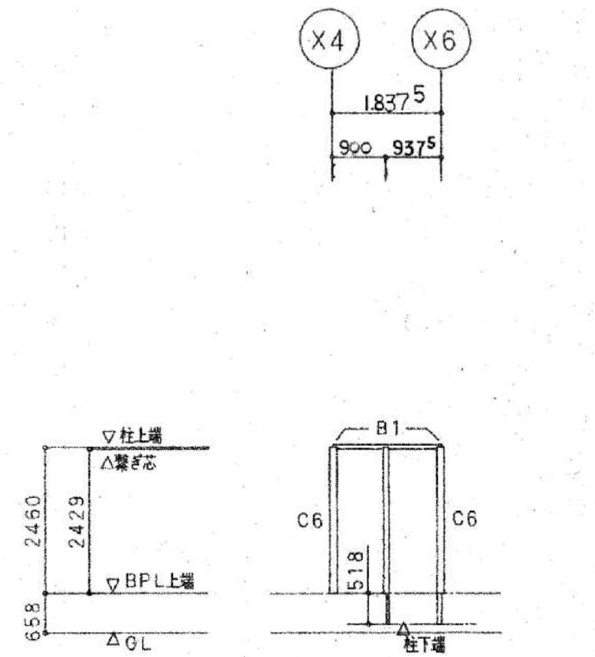

Y5通り 軸 組 図 S:1/100

特記無き場合は下記とする
柱：C1

件名	新座市消防団第二分団車庫建替工事			K －06
図面名称	【解体】軸組図1			
縮尺	1/100	FILE	SIGN	DATE ・ ・

※特記無き限り、全て寸法
※本図は「参考構造体図」とし、部材数量は面積案分にて算出すること

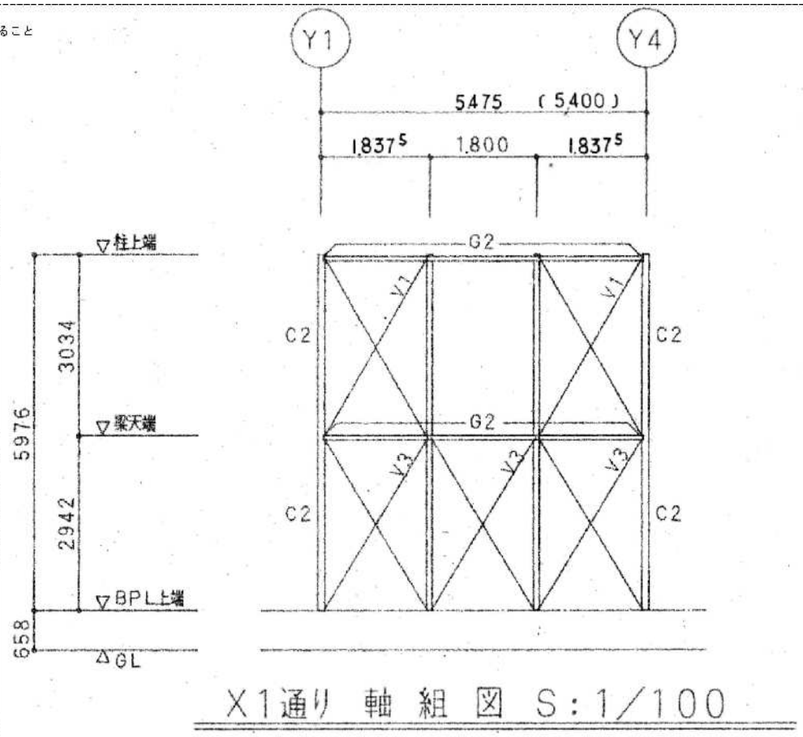

X1通り 軸 組 図 S:1/100

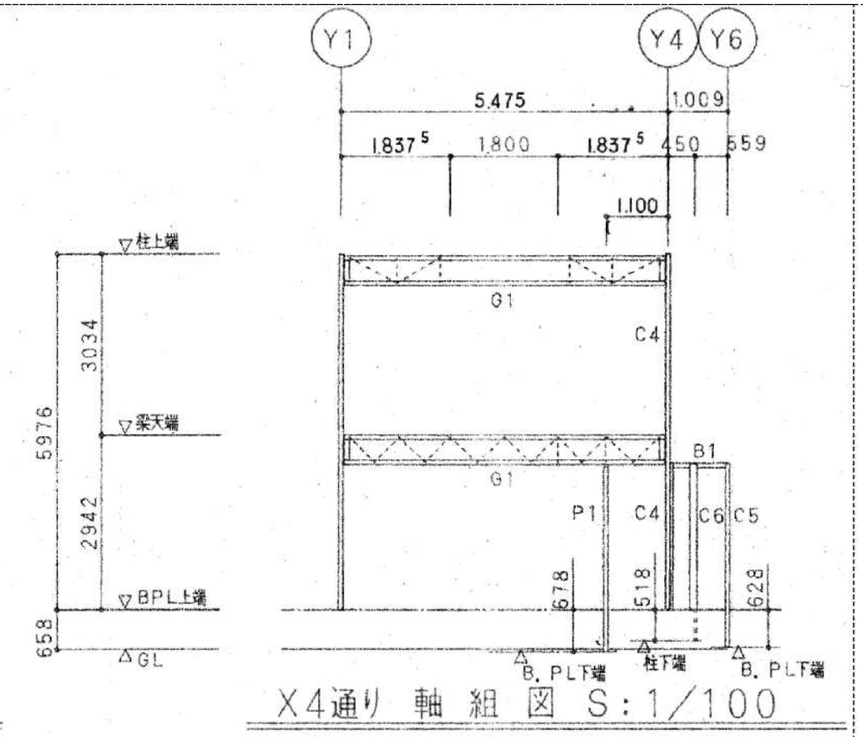

X4通り 軸 組 図 S:1/100

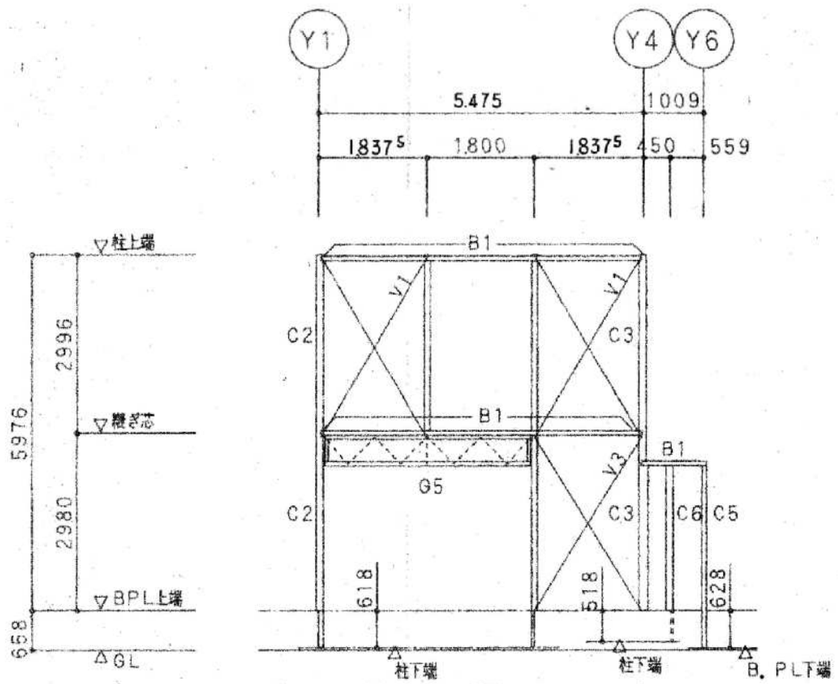

X6通り 軸 組 図 S:1/100

特記無き場合は下記とする
柱：C1

件名	新座市消防団第二分団車庫建替工事			K — 07
図面名称	【解体】軸組図２			
縮尺	1/100	FILE	SIGN	DATE ・ ・

※特記無き限り、全て撤去
※本図は「参考構造体図」とし、部材数量は面積案分にて算出すること

鉄骨部材断面リスト　S:1／30

使用材料　鉄骨：SS400 SSC400 SWH400L STKR400 SWH400
ボルト：中ボルト

符号	RG1	2G1	2G3	2G4	2G5
断面	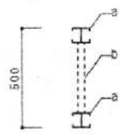	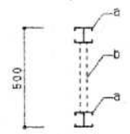	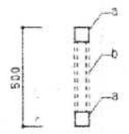		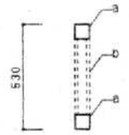
鉄骨部材	a:LIPH-75x90x15x2.3	a:LIPH-75x90x15x2.3	a:□-75x75x2.3	LH-175x90x3.2x4.5	a:□-75x75x2.3
	b:P-34.0Φx2.3	b:P-34.0Φx2.3	b:C-75x45x15x2.3		b:C-75x45x15x2.3
		θ=45°	θ=45°		θ=45°
備考	G.PL-4.5	G.PL-4.5	G.PL-4.5	G.PL-6	G.PL-4.5
	BOLT 3-M12	BOLT 3-M12	BOLT 3-M12	BOLT 2-M16	BOLT 3-M12

符号	2G6	2G7	RG2 2G2	2C1 1C1	2C2 1C2
断面		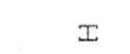			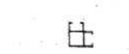
鉄骨部材	C-150x50x3.2	LIPH-75x90x15x2.3	C-75x45x15x2.3	LIPH-75x90x15x2.3	□-75x75x2.3
					+2C-75x45x15x2.3
備考	G.PL-4.5	BOLT 2-M12	BOLT 2-M12	B.PL-5	B.PL-5
	BOLT 2-M12			A.BOLT 2-M12 L=400 (D,N)	A.BOLT 2-M12 L=400 (D,N)

符号	1C3	1C4	2C3	2C4	1C5
断面					
鉄骨部材	□-75x75x2.3	LIPH-75x90x15x2.3	□-75x75x2.3	LIPH-75x90x15x2.3	□-75x75x2.3
	+3C-75x45x15x2.3	+C-75x45x15x2.3	+3C-75x45x15x2.3	+C-75x45x15x2.3	
備考	B.PL-5	B.PL-5	一部2階屋用付けリップ	一部2階屋用付けリップ	B.PL-9x100x230
	A.BOLT 2-M12 L=400 (D,N)	A.BOLT 2-M12 L=400 (D,N)			A.BOLT 2-M12 L=400 (D,N)

符号	1C6	P1	RB1 2B1	RB2	2B2
断面	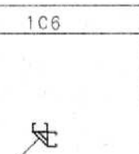 RIB PL-3.2				
鉄骨部材	2C-75x45x15x2.3	□-75x75x2.3	C-75x45x15x2.3	C-150x50x20x3.2	C-60x30x10x2.3
備考	B.PL-5	B.PL-12x100x230	BOLT 2-M12	BOLT 2-M12	BOLT 2-M12
	A.BOLT 2-M12 L=400 (D,N)	A.BOLT 2-M12 L=400 (D,N)			

符号	V1 HV1	V2	V3		M
断面					
鉄骨部材	9Φ(ターンバックル締め)	13Φ(ターンバックル締め)	16Φ(ターンバックル締め)		C-60x30x10x2.3@1800
備考	G.PL-4.5	G.PL-4.5	G.PL-4.5		BOLT 1-M12
	BOLT 1-M12	BOLT 1-M16	BOLT 1-M16		

件名	新座市消防団第二分団車庫建替工事		K — 08
図面名称	【解体】鉄骨部材断面リスト		
縮尺	1/30	FILE / SIGN	DATE ・ ・

０１　【解体】給排水衛生設備　配置図　　A3:1/100

※特記無き限り、敷地内のものは全て撤去
※本図は「参考構造体図」とし、部材数量は面積案分にて算出すること

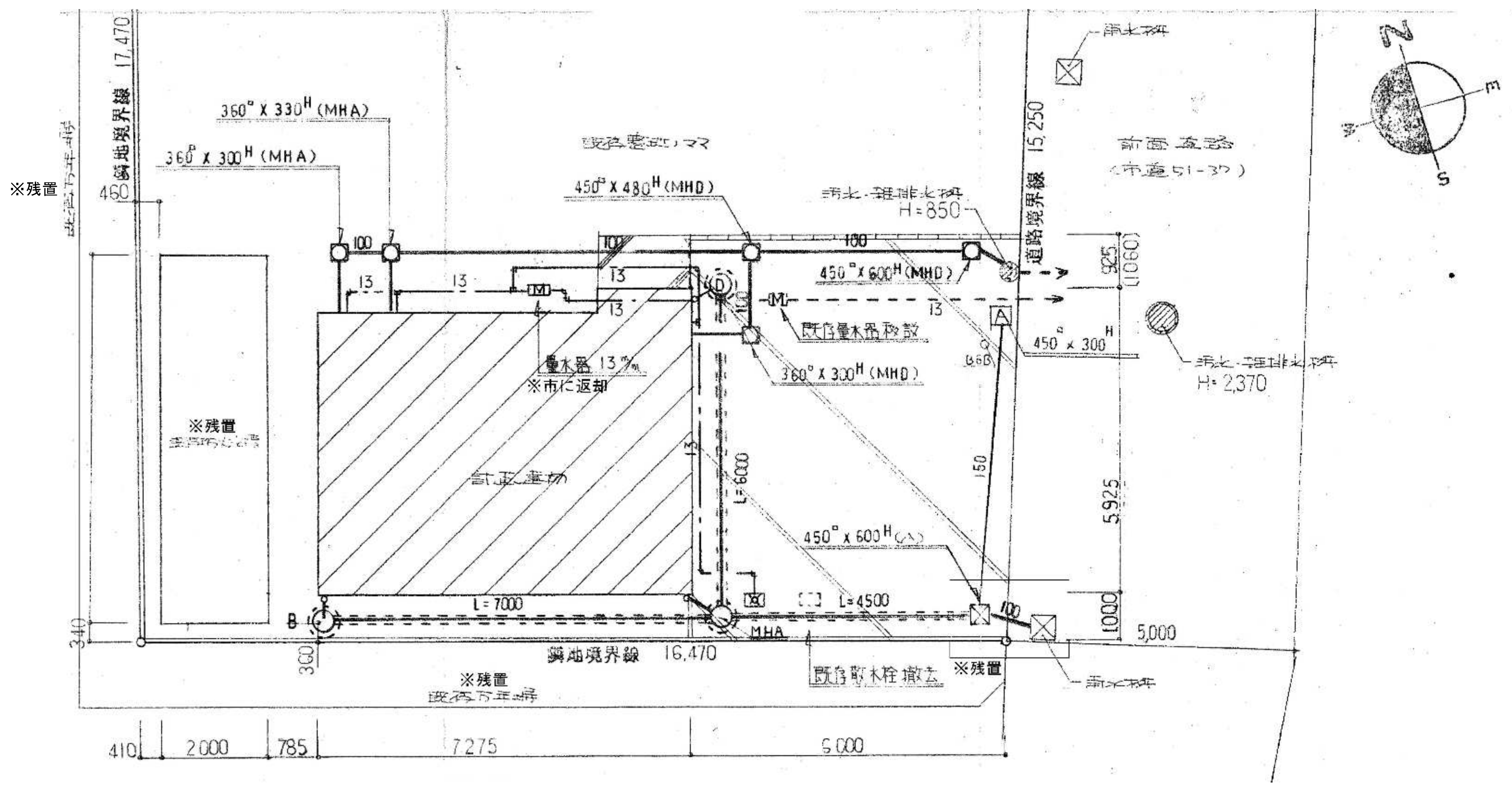

凡例

	給水管	塩ビライニング鋼管 VLP-VB
	排水管	硬質塩ビ管 VP
	浸透トレンチ管	別紙構造図参照
	浸透桝	〃
	汚水インバート桝	
	雨水桝	
MHD	桝蓋	鋳鉄防臭重耐蓋
MHB	〃	鋳鉄防臭蓋
A	〃	格子蓋
B	〃	コンクリート蓋

０２　【解体】浸透トレンチ管　構造図　　A3:1/50

※特記無き限り、全て撤去
※本図は「参考構造体図」とし、部材数量は面積案分にて算出すること

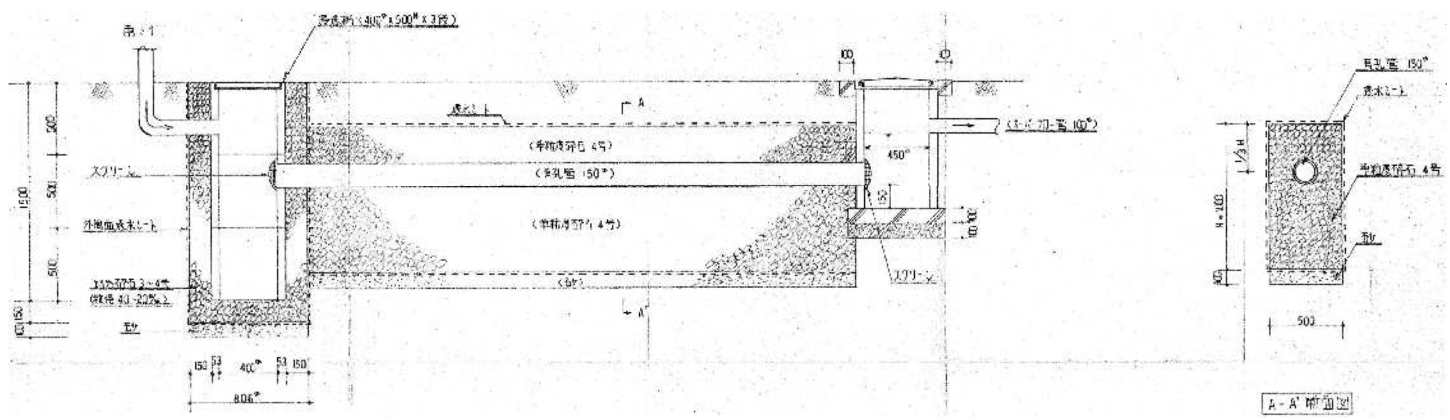

	件名	新座市消防団第二分団車庫建替工事	K －09
	図面名称	【解体】給排水衛生設備 配置図、浸透トレンチ管構造図	
	縮尺	1/100　1/50	FILE / SIGN / DATE　・　・